

別表第1（第5条関係）

生活ごみに係る袋集積場（20戸未満（ワンルームマンションの換算1／2戸））

1 敷地面積その他	対象戸数に応じて、次のとおりとする。	
	対 象 戸 数	面 積
	10戸以上20戸未満	2.5平方メートル以上
	*やむを得ず、上記面積の要件を満たせない場合は、1戸あたり60リットル以上を収納できるごみストッカーの設置をもって、これに代えることができる。また、資源ごみと共用する場合は、中に仕切りが設けられていること。 可能な限り5戸未満にあっては1.0平方メートル以上、5戸以上10戸未満にあっては2.0平方メートル以上のごみ集積場を確保すること。	
2 構造	(1) 幅が1.0メートル以上の間口を設け、他の三方には高さ1.0メートル以上の囲いを設けること。 (2) ごみ集積場を清潔に保つため、給排水設備を設けること。 (3) 間口に扉を設けるときは、容易に開閉できるものとする。 (4) 必要に応じて屋根を設けること。 (5) 第3条第3号の共同住宅等のごみ集積場の開口部は、道路側に向けて設置しないこと。	
3 参照図	別図第2のb・別図第3のa・b	

別表第2（第5条関係）

生活ごみに係るコンテナボックス集積場（20戸以上。ただし、20戸未満でも設置することができる（ワンルームマンションの換算1／2戸）。）

1 敷地面積その他	(1) 収集車（4トン車両）が、容易に進入できる場合にあっては、敷地内に収集作業場を設けることができる。 (2) ごみ集積場には、10戸当たり1台以上のコンテナボックスを配置すること。
2 構造	(1) ごみ集積場は、収集作業場に接して設けること。 (2) ごみ集積場及び収集作業場は、勾配（排水の勾配を除く。）及び段差がないよう舗装すること。 (3) ごみ集積場の前面間口の幅は2.0メートル以上とし、他の三方には、高さ1.2メートル以上の囲いを設けた上、必要に応じて屋根を設けること。ただし、収集車が屋根の下を通行しなければ収集作業をすることができない場合における天井高は、3.3メートル以上とする。 (4) ごみ集積場内を清潔に保つため、次のとおり給排水設備を設けること。 ア 給水栓は、ごみ集積場内部に設置する場合は、埋め込み式により設け、又は地上から高さ1.2メートル以上の位置に設けること。この場合において、ごみ集積場の構造その他の理由により当該ごみ集積場の外部に給水栓を設けるときは、収集作業に支障のない場所に設置すること。 イ 排水口は、ごみ集積場内に設け、かつ、排水のための勾配により、コンテナボックスが転がり出ないようにすること。 (5) コンテナボックスが側壁又は後ろの壁に当たらないよう車止め又は緩衝パットを設けること。 (6) 車両の排気ガス若しくはごみの臭気等がこもりやすいとき、又は屋内のときは、換気設備及び照明設備を設けること。
3 その他の注意点	(1) 収集作業場は、収集作業に支障のない面積を確保し、収集作業中において他の車両の通行の妨げにならないようにすること。 (2) ごみ集積場は、コンテナボックスが1台ずつ容易に出し入れできる広さとする。 (3) コンテナボックスの規格については、別図第5に定めるとおりとする。 (4) コンテナボックスの色については、できる限り景観を損なわない色にすること。 (5) 生活ごみ専用のコンテナボックスは、他のごみと区別できるよう色分け（色は指定しない。）をすること。
4 参照図	別図第2のc図・d図・e図・別図第3のa・b・別図第4

別表第3（第5条関係）

資源ごみに係る袋集積場（20戸未満（ワンルームマンションの換算1／2戸））

1 敷地面積その他	生活ごみに係るごみ集積場の横に設置する場合は、仕切り等で区別すること。	10戸未満	1.0平方メートル以上
		10戸以上20戸未満	1.5平方メートル以上
	*やむを得ず、上記面積の要件を満たせない場合は、1戸あたり40リットル以上を収納できるごみストッカーの設置をもって、これに代えることができる。 また、生活ごみと共用する場合は、中に仕切りが設けられていること。		
2 構造	生活ごみに係る袋集積場の構造等の例による。		
3 参照図			

別表第4（第5条関係）

資源ごみに係るコンテナボックス集積場（20戸以上。ただし、20戸未満でも設置することができる（ワンルームマンションの換算1／2戸）。）

1 敷地面積その他	（1）収集車（4トン車両）が容易に進入できる場合にあっては、敷地内に収集作業場を設けることができる。 （2）ごみ集積場には、15戸当たり1台以上のコンテナボックスを配置すること。
2 構造	生活ごみに係るコンテナボックス集積場の構造等の例による。
3 参照図	